## 売上代金に係るでんさいの受取書(領収書)の印紙税法上の取扱いについて

株式会社全銀電子債権ネットワーク(以下、「でんさいネット」と言います。)より、標記の件についての回答を受けましたのでご案内いたします。

なお、でんさいネットホームページ「よくある質問」(http://www.densai.net/faq)も併せてご覧ください。

記

質問	回答
商品代金としてでんさいを受け	領収書を発行するか否かは当事者間の取り決め次第であり、
取る場合には、領収書を発行する	必ずしも領収書を発行する必要はありません。
必要はありますか。	領収書を発行しない場合、記録事項の開示で対応することが
	考えられます。ただし、譲渡記録ででんさいを受け取り、その
	後、受け取ったでんさいを他の利用者に譲渡したケースでは、
	譲渡記録が閲覧できなくなる可能性がある点、ご留意ください。
商品代金としてでんさいを受け	商品代金としてでんさいを受け取る際に領収書を発行した場
取る際に領収書を発行した場合、	合には、当該領収書に収入印紙を貼付する必要はありません。
当該領収書に収入印紙を貼付す	商品代金として受け取るでんさいは、電子記録債権であり、
べきでしょうか。	金銭や有価証券ではないため、でんさいを受け取る際に領収書
	を発行した場合であっても、当該領収書は印紙税法上の課税
	文書に該当しないためです。
	なお、でんさいを受け取る際に発行する領収書であっても、
	「 <mark>上記金額をでんさいで受領いたしました。</mark> 」などでんさいで受
	け取った旨の記載がない場合には、印紙税法上の課税文書
	(第17 号の1文書)に該当します。

※でんさいネットホームページ「よくある質問」へは、当金庫でんさいサービスの「よくある質問」から 移動が可能です。

【本件に関するお問い合わせ先】 でんさいネット

03-5252-3595

(音声ガイダンス番号「1. 一般のお客様」) http://www.densai.net/ 【操作に関するお問い合わせ先】 瀬戸信用金庫 でんさいサービス担当



0120-103-192

http://www.setoshin.co.jp/